令和３年３月15日
福島地方裁判所　受領
係員

控　訴　状

２０２１年3月１５日

仙台高等裁判所御中

控訴人ら訴訟代理人
弁護士　光　前　幸　一
同　井　戸　謙　一
同　柳　原　敏　夫
同　崔　　信　義
同　田　辺　保　雄
同　古　川　健　三

控 訴 人　　別紙控訴人目録記載のとおり
控訴人代理人　別紙控訴人代理人目録記載のとおり
被控訴人　　別紙被控訴人目録記載のとおり

安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求控訴事件
訴訟物の価格　　円
貼用印紙額　　円

上記当事者間の福島地方裁判所平成２６年(行ウ)第８号、平成２７年(行ウ)第１号、平成２８年(行ウ)第２号安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件について、２０２１年３月１日下記判決の言渡しを受け、同日判決正本の送達を受けたが、控訴人らは、同判決について全部不服であるから、控訴を提起する。

原判決の表示　別紙「原判決の表示」記載のとおり
控訴の趣旨　　別紙「控訴の趣旨」記載のとおり
控訴の理由　　追って控訴理由書を提出する。

付属書類　　控訴状副本　６通

（別紙）

控訴人目録

（控訴人番号は、原判決別紙１「原告目録」の番号と対応している。全員が国賠部分の控訴人であり、行訴原告欄に〇印が付されている者が行訴部分の控訴人である。）

（略）

（別紙）

控訴人代理人目録

〒107-0052　東京都港区赤坂 8-6-17　赤坂グランドハウス 211
光前法律事務所（送達場所）
電話　03-6268-5880　FAX　03-6268-5881
控訴人ら訴訟代理人弁護士　光　前　幸　一

〒522-0043　滋賀県彦根市小泉町 78-14 澤ビル２階
井戸謙一法律事務所
電話　0749-21-2460　FAX　0749-21-2461
同　井　戸　謙　一

〒100-0006　東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町ビルヂング北館５階 512・513・514 区　武藤総合法律事務所
電話　03-6268-5880　FAX　03-6268-5881
同　柳　原　敏　夫

〒604-0804　京都市中京区堺町通竹屋町下ル絹屋町１２０番地
田辺法律事務所
電話　075-211-5631　FAX　075-211-5633
同　田　辺　保　雄

〒530-0047　大阪市北区西天満 1-7-4　協和中之島ビル２A
崔信義法律事務所
電話　06-6809-5881　FAX　06-6809-5882
同　崔　信　義

〒160-0004　東京都新宿区四谷 4-28-20 パレ・エテルネル 1101 号室
弁護士法人りべるて・えがりて法律事務所
電話　03-3359-3133　FAX　03-3359-6233
同　古　川　健　三

〒106-0045　東京都港区麻布十番 3-5-7 麻布カジタビル 504
神山法律事務所

電話　03-5419-7750　FAX　03-3453-1558
同　神　山　美　智　子

〒390-0861　静岡市葵区安東 2-16-3
冨山喜久雄法律事務所
電話　054-248-2031　FAX　054-248-3830
同　冨　山　喜　久　雄

〒390-0861　福井県敦賀市布田町 84-1-18
みどり法律事務所
電話　0770-21-0252　FAX　0770-21-0253
同　笠　原　一　浩

〒980-0803　仙台市青葉区国分町 1-3-20　肴町ビル２階
仙台中央法律事務所
電話　022-227-2291　FAX　022-227-2294
同　小　関　眞

以　上

（別紙）

被控訴人目録

東京都千代田区霞が関１丁目１番１号
被　控　訴　人　　国
同代表者法務大臣　　上　川　陽　子

福島市杉妻町２番１６号
被　控　訴　人　　福　島　県
同代表者知事　　内　堀　雅　雄

福島市五老内町３番１号
被　控　訴　人　　福　島　市
同代表者市長　　木　幡　浩

福島県郡山市朝日１丁目２３番７号
被　控　訴　人　　郡　山　市
同代表者市長　　品　川　萬　里

福島県郡山市朝日１丁目２３番７号
被　控　訴　人　　田　村　市
同代表者市長　　本　田　仁　一

福島県いわき市平字梅本２１番地
被　控　訴　人　　い　わ　き　市
同代表者市長　　清　水　敏　男

以　上

（別紙）

原判決の表示

1　本件行訴部分について

(1)　本件行訴原告らの訴えのうち、第１次請求及び第２次請求に係る部分をいずれも却下する。

(2)　本件行訴原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

2　本件国賠部分について

(1)　原告番号３の１、５の２、９の２及び３６の１の訴えは、同原告らの平成２９年４月１７日付けの訴えの取下げに対し、被告国に対する部分は被告国が同年５月１日同意し、被告県に対する部分は同月８日の経過により訴えの取下げがあったとみなされたことにより、いずれも終了した。

(2)　その余の本件国賠原告らの請求をいずれも棄却する。

3　訴訟費用（訴訟終了を宣言した原告らについては、平成２９年９月１１日付け期日指定申立後のものに限る）は、原告らの負担とする。

（別紙）

控訴の趣旨

第１　原判決を取り消す。

第２　本件行訴部分

１　第１次請求（作為の給付請求）

(1)　第１次請求の１

控訴人目録の「設置者」欄記載の本件行訴被控訴人は、控訴人目録上対応する各本件行訴控訴人に対し、中学校設置基準（平成１４年文部科学省令第１５号）１２条又は学校教育法施行令２５条４号に基づき、別紙図面３のうち、セシウム１３７及びセシウム１３４による土壌汚染濃度が合算で１㎡当たり１万ベクレルを上まわっていない地域において教育を実施せよ。

(2)　第１次請求の２

各本件行訴被控訴人は、控訴人目録上対応する各本件行訴控訴人に対し、中学校設置基準１２条又は学校教育法施行令２５条４号に基づき、別紙図面１及び同２のいずれにおいても、セシウム１３７による土壌汚染濃度が１㎡当たり３万７０００ベクレルを上まわっていない地域において教育を実施せよ。

(3)　第１次請求の３

各本件行訴被控訴人は、控訴人目録上対応する各本件行訴控訴人に対し、中学校設置基準１２条又は学校教育法施行令２５条４号に基づき、学校教育の拠点となる施設から半径１ｋｍの地域内に１年間の追加実効線量（外部被ばく）が０．３㎳Sv を超える地点がない地域において教育を実施せよ。

２　第２次請求（確認請求）

(1)　第２次請求の１

各本件行訴控訴人と控訴人目録上対応する各本件行訴被控訴人との間において、各本件行訴控訴人が中学校設置基準１２条又は学校教育法施行令２５条４号に基づき、別紙図面３のうち、セシウム１３７及びセシウム１３４による土壌汚染濃度が合算で１㎡当たり１万ベクレルを上まわっていない地域において教育を受ける権利があることを確認する。

(2)　第２次請求の２

各本件行訴控訴人と控訴人目録上対応する各本件行訴被控訴人との間において、各本件行訴控訴人が中学校設置基準１２条又は学校教育法施行令２５条４号に基づき、別紙図面１及び同２のいずれにおいても、セシウム１３７による土壌汚染濃度が１㎡当たり３万７０００ベクレルを上まわっていない地域において教育を受ける権利があることを確認する。

(3)　第２次請求の３

各本件行訴控訴人と控訴人目録上対応する各本件行訴被控訴人との間において、各本件行訴控訴人が中学校設置基準１２条又は学校教育法施行令２５条４号に基づき、学校教育の拠点となる施設から半径１ｋｍの地域内に１年間の追加実効線量（外部被ばく）が０．３㎜Sv を超える地点がない地域において教育を受ける権利があることを確認する。

３　第３次請求（不作為の給付請求）

各本件行訴被控訴人は、控訴人目録上対応する各本件行訴控訴人に対し、当該各本件行訴控訴人が現に通学している学校施設において教育を実施してはならない。

第３　本件国賠部分

被控訴人国及び被控訴人県は、本件国賠控訴人らに対し、各自１０万円及びこれに対する第１事件につき平成２６年１１月１２日から、第２事件につき平成２７年３月１１日から、第３事件につき平成２８年６月９日から各支払済みまで年５分の割合による金員をそれぞれ支払え。

第４　訴訟費用は第１、２審とも被控訴人らの負担とする。

第５　この判決は，第３の請求につき、仮に執行することができる。

との判決を求める。

以上